

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

<p>川口草加線</p>	<p>路線名</p>
<p>草加市吉町五丁目一三七二番四地先から 同市吉町五丁目一二三番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和元年十一月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十年一月二十二日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の一部の供用開始である。</p>	<p>備考</p>